

## 議案第 17 号

### 和解について

消防救急デジタル無線装置購入に係る談合に関する損害賠償請求事件（令和2年（ワ）第18130号損害賠償請求事件）に関して、下記のとおり和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

##### 1 事案の概要

本市と三峰無線株式会社東関東支店が平成24年5月9日付けで締結した消防救急デジタル無線装置購入の物品供給契約の入札において、沖電気工業株式会社と三峰無線株式会社が共同で行なった不法行為により本市が被った損害について賠償を求めている損害賠償請求事件（令和2年（ワ）第18130号損害賠償請求事件）について、令和3年11月10日に東京地方裁判所から和解勧告がなされた。

和解勧告では、本市が損害賠償金と併せて請求していた遅延損害金の割合が減額されたが、損害賠償金として請求していた「契約金額の10分の1に相当する額392万2,800円」全額について、相手方に支払い義務があると認められており、本市の主張と相違ないことから、適正かつ迅速に解決するため、裁判所の和解勧告を受け入れ、相手方と和解するもの。

##### 2 和解の相手方

- (1) 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号  
沖電気工業株式会社 代表取締役 鎌上 信也
- (2) 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目86番地1  
三峰無線株式会社 代表取締役 中島 芳明

##### 3 和解額

4,775,875円

(和解金基礎額3,922,800円及び調整金853,075円を加算した額)

#### 4 和解の要旨

- (1) 相手方は本市に対し、和解金として、連帯して477万5,875円の支払い義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 相手方は、本市に対し、連帯して前項の金員を令和4年5月16日までに、口座振り込みにより支払う。
- (3) 本市はその余の請求を放棄する。
- (4) 本市及び相手方は本市と沖電気工業株式会社との間及び本市と三峰無線株式会社との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

令和4年2月17日 提出

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美

#### 提案理由

消防救急デジタル無線装置購入に係る談合に関する損害賠償請求事件（令和2年（ワ）第18130号損害賠償請求事件）について、適正かつ迅速に解決するため、裁判所の和解勧告を受け入れ、相手方と和解しようとするものである。